

納入品評価
部品・材料含有化学物質調査マニュアル
お取引先様用

[Ver. 1.0]

2026年4月
フォックスコン福山テクノロジーズ株式会社

改訂履歴

Ver.	年月日	制定／改訂内容	改訂内容の説明
1.0	2026年4月	新規制定	—

■ 部品・材料含有化学物質調査

1. 目的

フォックスコン福山テクノロジーズ（以下「FFT」という）は、FFT 製品の環境負荷の低減と世界各国の化学物質規制への対応のため、製品に含有される化学物質について、世界各国の既存の法規制や業界の自主基準に加え、将来的に規制が要求される可能性などを考慮した上で、独自の「化学物質管理区分」を定めて管理しています。

本マニュアルは、FFT 製品に含有される化学物質の適切な管理および、各種法規制・業界基準への確実な対応を目的として、部品・材料をご納入いただく取引先の皆様にご提出いただく資料およびその内容、提出方法について定めるものです。

納入業者の皆様におかれましては、本マニュアルの内容をご理解のうえ、「含有化学物質報告書」「含有量調査」「化学物質リスト」の各資料を正確かつ最新の情報に基づいてご提供いただくことで、製品の安全性および信頼性の確保にご協力をお願いいたします。

調査	説明	備考
含有化学物質報告書	FFT 禁止物質の含有状況を納入仕様書に添付して提出いただく FFT 所定の書類	https://www.fft-foxconn.com/quality/
含有量調査	CMP コンソーシアム chemSHERPA (成形品、化学品ツール)	chemSHERPA データ支援ツール https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool
化学物質リスト	CMP コンソーシアム chemSHERPA 管理対象物質参照リスト	chemSHERPA 管理対象物質参照リスト https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool

2. 適用範囲

本調査は、FFT が出荷する全ての製品（以下、FFT 製品という）に使用する全ての部品・材料、及びそれらの包装材に適用します。具体的には、以下のものを対象とします。

- (1) FFT 製品に組み込まれる部品、材料
- (2) 生産に使用し、FFT 製品に含有される副資材
〔はんだ、オイル、グリス、テープ、マーキングインク等〕
- (3) FFT 製品に使用または同梱されない印刷物（納入伝票、検査成績書など）は対象外です。
FFT 製品自体への直接の印刷（ロゴなど）は、対象となります。
- (4) FFT 製品を梱包する包装材
- (5) 部品・部材等の納入者が部品・材料等の輸送・保護に用いる包装材※

※(5)の包装材は、「含有化学物質報告書」と「含有量調査」で各々、調査対象外を設定しています。詳細は、5. 提出書類 (1) 提出書類一覧の「備考」をご参照ください。

以下の部品・材料は、使用禁止物質を含有している可能性がありますので、十分な確認をお願いします。

- ・ グリス等の潤滑剤
- ・ 樹脂材料の難燃剤
- ・ リード線被覆のポリ塩化ビニルや難燃剤、安定剤
- ・ 接点の電氣的潤滑等を目的とした特別な金属類（合金）
- ・ ベルト、ローラー、ブッシュ、チューブ等のゴム類の添加剤（可塑剤）
- ・ カラーコードなどの表示塗料、顔料等

3. 用語の定義

用語	定義
化学物質	元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物をいう。
混合物	二種類以上の化学物質（元素または化合物）が、化学反応を起こさずに物理的に混ざり合ったもの。
化学品	単一の化学物質または複数の化学物質からなる混合物であり、製品、原料、試薬等として業務上取り扱われるものをいう。
成形品	化学物質又は化学物質を含む材料を成型等により固体形状としたもので、通常の使用において当該化学物質が意図的に放出されない製品をいう。
含有	製品、部品、材料または均質材料の中に、化学物質が主成分、添加剤、不純物等として存在している状態。 意図的添加、非意図的添加（不純物、製造工程や輸送工程等における残留、付着、汚染等を含む）を問わず、当該化学物質の含有率が FFT 基準値（閾値）を上回る場合は含有とみなします。
意図的添加	製品、部品、材料又は均質材料に対して、特定の機能、性能、品質又は外観を得る目的で、意図して化学物質を添加すること。
不純物	原料、製造工程、副反応、分解又は混入等により、意図せず生成又は含有される物質であって、目的とする化学物質又は製品の主成分に該当しないものをいう。
均質材料	RoHS 指令において規制物質含有量を評価する最小単位であり、機械的に分解できないレベルで化学組成が均一な材料を指す。
納入禁止日	FFT への納入を禁止する日をいいます。 ・即日：即日納入を禁止すること。 ・(日付指定：○年○月○日)：指定日以降の納入を禁止すること。
RoHS、RoHS 指令	欧州連合において上市される電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用を制限することを定めた環境・製品規制である。

4. FFT 化学物質管理区分

FFT が購入する部品・材料に含有する化学物質を、下表の通り、使用禁止物質（全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質）及び管理物質に区分して管理します。

管理区分	説明	備考
(1)全面的使用禁止物質	<p>本物質は、用途を問わず使用禁止とします。含有が判明した場合は、速やかに使用を中止してください。</p> <p>当該物質を含む部品・材料は原則購入していません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制、業界基準、環境ラベル等により、製品への含有が現時点で禁止または制限されている、もしくは将来において禁止・制限される可能性が高い物質。 ・環境への影響が大きいことが周知されており、代替手段の確保が可能なため、将来的な規制動向を踏まえ、FFT 基準として先行的に使用を禁止する物質。
(2)条件付使用禁止物質	<p>本物質は、除外用途として認められた用途に限り使用を許可します。</p> <p>除外用途に該当する場合であっても、管理物質として適切に管理してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は使用可能であるものの、国内外の法規制の変化により、将来的に使用が禁止される可能性が高い物質。 ・法規制等において閾値や禁止時期、規制用途（除外用途）が確定していないため現段階では使用禁止物質として指定できないが、規制動向を注視し、将来的に使用禁止への移行を検討する物質。 ・法規制等の確定時期次第では、使用禁止物質への指定から納入禁止までの猶予期間が設けられない可能性があることから、事前に含有有無を把握し、代替化を計画・推進すべき物質。
(3)使用禁止候補物質	<p>上記の(1)または(2)の使用禁止物質の候補となる物質。含有していれば、代替化を推進してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制、業界基準、環境ラベル等において、製品への使用状況に関する情報開示が要求されている、または今後要求される可能性がある物質。 ・顧客から、製品における使用状況や含有の有無について開示を求められる、または可能性のある物質。 ・調査対象化学物質の中で、使用禁止物質に該当しない物質は、管理物質として扱う。
(4) 管理物質	<p>当該物質の含有有無、含有量等の把握を必要とする物質。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の法規制、業界基準、環境ラベル等において、製品への使用状況に関する情報開示が要求されている、または今後要求される可能性がある物質。 ・顧客から、製品における使用状況や含有の有無について開示を求められる、または可能性のある物質。 ・調査対象化学物質の中で、使用禁止物質に該当しない物質は、管理物質として扱う。

5. 提出書類

提出書類一覧：ご提出いただく提出様式等については、下表の通りです。

様式	提出方法	調査対象化学物質	備考
含有化学物質 報告書	新規採用の部品・ 材料の仕様書に添 付して提出	(1)全面的使用禁止物質 (2)条件付使用禁止物質 (3)使用禁止候補物質 (4)管理物質	包装材の適用範囲について ・部品・材料を納入いただく際の 包装材も調査対象。 ・ただし、FFTの拠点等で廃棄さ れることが明らかで、部品、材 料に対象物質の移行、混入の恐 れが無い包装材は調査対象外。
含有量調査	chemSHERPA (成形品ツール) (化学品ツール) フォーマットを用い て含有情報を提出	chemSHERPA 管理対象物質 + FFT独自調査対象物資	包装材の適用範囲について ・FFT製品を出荷する際に使用す る際の包装材は調査対象。 副資材の適用範囲について ・製造工程で使用され、製品・部 品に残留しない副資材・間接部 材は調査対象外。(例：溶剤、 洗浄剤、発泡剤等)
RoHS等 対象物質 の分析データ	分析データを提出	RoHS対象10物質 + Halogen物質	・複数の均質材料からなる部品、 材料の場合は均質材料毎に分析 データを提出ください。 ・分析データはISO/IEC17025の 認定を受けた第三者機関にて 取得してください。 ・分析データは試験日から1年 未満のものを提出してくだ さい。 ・分析データは、定期的に1年 以内の最新版を保有してくだ さい。
成分表もしく はSDS	業界標準のもの	-	-

■ 含有量調査（chemSHERPA での調査の実施）

お取引先様における部品・材料含有化学物質調査の「含有量調査」の回答方法について記載しています。

chemSHERPA を用いた情報伝達においては、「chemSHERPA 製品含有化学物質情報の利用ルール」（下表）に準じます。

操作方法の詳細については、「chemSHERPA 成形品データ作成支援ツール 操作マニュアル」等（下表）をご参照ください。

参照先	chemSHERPA ツール、関連書類など
CMP コンソーシアム ホームページ https://cmp-consortium.com/	chemSHERPA 製品含有化学物質情報の利用ルール サプライチェーン・パートナーシップ基本方針 https://cmp-consortium.com/chemsherpa/aboutchemsherpa/description
	chemSHERPA 入門ガイド https://cmp-consortium.com/wp-content/uploads/2025/10/chemsherpa_StartedGuide_20220509.pdf できる！ケムシエルパ https://cmp-consortium.com/wp-content/uploads/2025/10/Youcandoit_chemSHERPA_4.pdf
	データ作成支援ツール 管理対象物質説明書 データ事例サンプル / クイックマニュアル / SCIP 対応ガイドライン https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool